

平成28年7月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(仮)第7号 紙与減額処分取消等請求事件

(口頭弁論終結日 平成28年4月11日)

判 決

大阪府交野市星田西4-6-12

原 告 志水博子  
同訴訟代理人弁護士 空野佳弘  
同 南和行  
同 吉田昌史

大阪市中央区大手前二丁目1番22号

被 告 大阪府  
(処分取消請求関係)

代表者兼処分行政庁 大阪府教育委員会  
代表者教育長 向井正博  
(損害賠償請求関係)

代表者知事 松井一郎  
(両請求関係)

同訴訟代理人弁護士 簡井豊  
同指定代理人 奥野知一  
同 松好一憲  
同 下薗浩幸  
同 小山佑美  
同 神瀬博章

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 大阪府教育委員会が原告に対して平成25年3月12日付けでなした、地方公務員法29条1項1号及び3号により1か月間給与及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1を減ずる処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成26年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 本件事案の概要

本件は、大阪府立枚方なぎさ高校（以下「枚方なぎさ高校」という。）の教員であった原告が、平成24年度同校卒業式において、同校校長から正門での警備業務を命じられていたにもかかわらず、この職務を無断で放棄した上、式場内に勝手に立ち入り、持参した丸椅子に座り、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかったことを理由に大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）から減給1か月の懲戒処分を受けたこと（以下、「本件減給処分」という。）について、同処分が違法であると主張して、その取消しを求めるとともに（以下、この請求を「本件取消請求」という。）、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、原告が被った精神的苦痛に相当する慰謝料として100万円及びこれに対する平成26年3月8日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める（以下、この請求を「本件損害賠償請求」という。）事案である。

- 2 前提となる事実（争いがない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告

原告は、昭和50年に大阪府立高等学校の教員に採用され、以後、大阪

府立南寝屋川高校、大阪府立東寝屋川高校、大阪府立四条畷高校などを経て、平成21年4月から枚方なぎさ高校の教諭として勤務していた。

なお、原告は、平成25年3月31日をもって、定年退職した。

#### イ 被告

(ア) 被告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）2条により、府教委を設置している。

(イ) 府教委は、地教行法35条及び地方公務員法（以下「地公法」という。）6条に基づき、原告に対し任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有している。

(2) 本件に関連する法規及び通達（要旨。以下同じ。）

#### ア 国旗及び国歌に関する法律（以下「国旗国歌法」という。）

(ア) 国歌は、君が代とする（2条1項）。

(イ) 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする（同条2項。別記第二は省略。）。

#### イ 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（甲4。以下「府国旗国歌条例」という。）

##### (ア) 1条（目的）

この条例は、国旗国歌法、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的とする。

##### (イ) 4条（国歌の斉唱）

1項 府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる

国歌の斉唱にあっては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。

2項 前項の規定は、市町村の教育委員会による服務の監督の権限を侵すものではない。

ウ 府教委の教育長（以下「教育長」という。）による通達（甲2、乙1）教育長が、平成24年1月17日付けで府立学校の教職員宛に発出した「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について（通達）」と題する通達（以下「本件通達」という。）の内容は、要旨以下のとおりである。

国旗掲揚及び国歌斉唱は、児童・生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国旗及び国歌を尊重する態度を育てる観点から学習指導要領に規定されているものである。また、府国旗国歌条例では、府立学校の行事において行われる国歌の斉唱の際に、教職員は起立により斉唱を行うことが定められている。

ついては、入学式及び卒業式等国旗を掲揚し、国歌斉唱が行われる学校行事において、式場内のすべての教職員は、国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱すること。

#### エ その他関係法規等

##### (ア) 地公法

###### ① 27条（分限及び懲戒の基準）

1項 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ。

2項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又

は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、  
休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、  
その意に反して降給されることがない。

3項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

② 29条（懲戒）

1項 教員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1号 この法律若しくは57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

2号 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

3号 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(イ) 大阪府府職員基本条例（甲15。以下「府職員基本条例」という。）

① 27条（職務命令に違反した者に対する処分）

1項 職務命令（地公法32条に規定する上司の職務上の命令であつて、文書によるものに限る。以下同じ。）に違反する行為をした職員に対する標準的な懲戒処分は、戒告とする。

2項 任命権者が29条に規定する措置を講じた場合においても、なお職務命令に違反する行為を繰り返し、その累計が5回（職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあっては、

3回）となる職員に対する標準的な法28条1項に規定する処分は、免職とする。

② 29条（職務命令に違反した職員に対し講ずべき措置）

1項 任命権者は、27条1項に規定する懲戒処分を受けた職員に対し、指導、研修その他必要な措置を講じなければならない。

2項 27条1項に規定する懲戒処分を受けた職員が、再度職務命令に違反した場合は、地公法28条1項3号の規定により免職することがあることを文書で警告するものとする。

(3) 本件入学式における不起立及び処分等

ア 平成24年度職務命令及び不起立

枚方なぎさ高校の森均校長（以下「森校長」という。）は、平成24年4月6日、同校の職員会議において、原告を含む同校の教員に対して、本件通達及び教員の役割分担表を配布した上で、同校の入学式の国歌斉唱時においては、式場内の全ての教職員は起立して斉唱すること及び当日の役割分担表に基づき職務に専念する旨の職務命令を発し、原告には正門警備の職務が割り当てられた（以下「平成24年度職務命令」という。）。

しかしながら、原告は、同月9日に開催された平成24年度入学式（以下「本件入学式」という。）において、正門警備の役割を入学式終了まで果たすことなく、入学式に参列したところ、同校覺道幸裕教頭（以下「覺道教頭」という。）から正門警備に戻るように指導を受けたが、「騒ぎになりますよ。」などと言ってその指導に従わず式場内に留まり、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった（以下「入学式不起立」又は「入学式不起立行為」という。）。

（以上につき、乙2、乙4、原告、弁論の全趣旨）

イ 原告に対する本件戒告処分

府教委は、平成24年4月25日付けで、原告の入学式不起立が地公法29条1項1号及び3号に該当するとして、戒告処分を行った（以下「本件戒告処分」という。）。本件戒告処分の理由の概要は、原告は校長からの再三の指導に反し、森校長から命じられた役割分担の職務を行わず、無断で式場内に入り、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかったことは地公法32条の上司の職務上の命令に従う義務に違反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものであるから、地公法29条1項1号及び3号に該当するというものであった。

（乙5、6）

#### ウ 本件戒告処分に対する不服申立て

原告は、本件戒告処分を不服として、平成24年6月、大阪府人事委員会に不服審査を行ったが、同委員会は本件戒告処分を承認するとの裁決を行ったため、当庁に戒告処分取消請求訴訟を提起している（弁論の全趣旨）。

#### （4）本件訴訟に至る経緯

##### ア 本件職務命令の発令

森校長は、平成25年2月25日、枚方なぎさ高校の職員会議において、原告を含む同校の教員に対して、本件通達及び教員の役割分担表を配布した上で、同校の卒業式の国歌斉唱時においては、式場内の全ての教職員は起立して斉唱すること及び当日の役割分担表に基づき職務に専念する旨の職務命令を口頭で発し、原告には正門校内外警備・自転車整理の職務が割り当てられた（以下「本件職務命令」という。乙7、11、原告）。

##### イ 本件不起立

原告は、平成25年3月1日に行われた枚方なぎさ高校平成24年度卒業式（以下「本件卒業式」という。）において、同僚の教師らと共に正門警備を担当していたが、卒業式開会直前に式場に丸椅子を持ち込み、教員

席の横に丸椅子を置いて着席した。

原告は、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった（以下、原告の同行為を「本件不起立」又は「本件不起立行為」という。）。

（甲20、乙7、11、原告）

##### ウ 本件減給処分

府教委は、同月12日、地公法29条1項1号及び3号に基づき、原告に対し、1か月間の給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1を減ずる処分（本件減給処分）を行った。本件減給処分の理由の概要は、原告は、校長及び教頭による再三の指導並びに校長及び教頭の職務命令に反して、校長から命じられた正門警備の職務を途中で放棄し、式の会場である体育館内に無断で入室し、その際わざわざ自ら着席するための丸椅子を会場内に持ち込み、国歌斉唱時に着席し、起立して斉唱しなかったことは地公法32条に規定する上司の職務上の命令に従う義務に違反するものであるばかりか、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を損なうものであり、また、入学式不起立により戒告処分をうけたにもかかわらず、職務命令違反を繰り返したものであって、以上は、学校教育に携わる公立学校職員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものであるから、地公法29条1項1号及び3号に該当するというものであった。

（甲1、甲3）

##### エ 本件減給処分に対する不服申立て

原告は、本件減給処分に対し、平成25年3月28日付けで不服審査申立てを行った（弁論の全趣旨）。

##### オ 本件訴訟の提起

原告は、平成26年1月20日、当庁に対し、本件減給処分の取消等を求める本件訴訟を提起し、同訴状は、同年3月7日に被告に送達された。

### 第3 本件の主要な争点

#### 1 本件減給処分の違法性

(1)ア 府国旗国歌条例、本件通達及び本件職務命令が原告の思想・良心の自由（憲法19条）、法の下の平等（憲法14条）を侵害するものであるか（争点1）

イ 府国旗国歌条例、本件通達及び本件職務命令が原告の表現の自由（憲法21条）を侵害するものであるか（争点2）

ウ 府国旗国歌条例、本件通達及び本件職務命令が原告の学問の自由（憲法23条、同26条）を侵害するものであるか（争点3）<sup>1)</sup>

(2) 本件減給処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるか（争点4）

#### 2 本件損害賠償請求の成否並びに損害の有無及び額（争点5）

### 第4 主要な争点に関する当事者の主張

#### 1 争点1（憲法19条【思想・良心の自由】、憲法14条【法の下の平等】違反について）

（被告の主張）

(1) 府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令は、以下のとおり、いずれも原告の思想・良心の自由を侵害するものではなく、本件職務命令は、憲法14条に違反するものではない。

ア 最高裁平成23年6月6日判決は、全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべきこととされている地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性に鑑みた場合、公立学校の教職員は法令上及び職務上の命令に従わなければならない立場にある、また、卒業式における国歌斉唱時の起立斉唱を職務命令とすることは、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令上等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、

生徒たちへの配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るものであって、憲法19条に規定する思想・良心の自由の侵害に当たらない旨判示しているし、最高裁平成19年2月27日判決においても同様に判示している。このように、原告を含む府立学校の教職員に府立学校の卒業式等における国歌斉唱の際に起立して斉唱することを命ずることは、上記各最高裁判決が判示するとおり、原告の思想・良心の自由を直ちに制約するものでないことは明らかであって、府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令はいずれも憲法19条に違反するものではない。

イ 本件職務命令は、原告自身が行う可能性が高いと判断された本件卒業式における不起立行為を防止し、同式の適正な運営を確保するために発せられたものであり、憲法14条に違反するものではない。

(2) なお、原告は、府国旗国歌条例1条の「目的」の規定中の文言を捉えて、同条例は、国旗国歌法の立法趣旨を逸脱するものであり、憲法94条に違反する旨主張するが、同条例は、2条から4条までの規定内容から明らかのように、大阪府立学校及び大阪府内市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱の際の教職員の起立斉唱に関する服務に関して規定したものであって、国旗国歌法その他の法令に違反するものではなく、また、憲法94条の「法律の範囲内」や地方自治法の規定を逸脱するものではない。

（原告の主張）

(1) 府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令は、以下のとおり、いずれも原告の思想・良心の自由を侵害し、違憲、違法なものである。また、本件職務命令は、原告の思想に着目されて発令されたもので、憲法14条に反するものである。

ア(ア) 府国旗国歌条例は、その制定過程や同条例1条の文言も踏まえれば、個々の教職員に対し、学校行事における君が代起立斉唱を強制するよう

積極的に意味づけるものであって、儀礼的な所作とはいはず、個々の教職員に対して憲法19条が保障する思想・良心の自由を直接侵害するものであって、違憲、違法なものである。

(イ) 原告は、人権教育に深く関わり、日の丸、君が代が戦前の日本のアジア侵略のシンボルとなり、それらを利用した国家主義的教育が少数者を排除し差別を深刻化されることを感じており、多数派の共有する特定の価値観に基づく社会統合のためにシンボルとして君が代を強制することは、その価値観に属さないあるいはその価値観に疑問を抱く少数派が排除されることであるとの教員としての学び、実践を積み重ねてきた。原告は、このような思想に基づき君が代を起立齊唱することはできず、原告に対して君が代齊唱を強制する本件職務命令は、原告の思想・良心の自由を直接侵害するものであり、違憲、違法であって、本件職務命令に従う義務はなく、原告がこれに違反したことを理由としてなされた本件減給処分は取り消されるべきである。

イ また、原告に対する本件職務命令が国歌齊唱をできないという内心を理由に発出されたのであれば、それは信条を理由とした不合理な差別であり、憲法14条に明確に違反するものである。

(2) 府国旗国歌条例は、その第1条の文言に照らすと、君が代の起立齊唱を特定の思想の表明として積極的意味のある行為として捉えており、君が代の齊唱について何らの強制もしないという国旗国歌法の立法趣旨に反して、これを強制するものであり、同法の趣旨に反する内容といえる。したがって、同条例は、憲法94条の「法律の範囲内」を超える条例として無効であって、これに基づく本件通達も、その内容において実質的に無効である。

## 2 爭点2（憲法21条[表現の自由]違反）

（被告の主張）

原告は、本件職務命令等が憲法21条に反すると主張するが、上記1（被告の主張）(2)で指摘した最高裁判決の判示内容は、憲法21条の表現の自由にもそのまま妥当するものである。したがって、同条例は、憲法21条に違反するものとはいえない。

（原告の主張）

府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令は、君が代の起立齊唱の強制の表裏一体として、君が代を齊唱せず着席する行為を禁止するものであり、憲法21条が保障する表現の自由の制約となるところ、その制限には明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されが必要となり、特に、物理的な危険性がもとより低い思想信条についての一般的表現については、より一層に厳格な場合にしかその制限は許されないというべきである。ところが、上記条例等は、そのような具体的な危険を回避するものとはいせず、原告の表現の自由を侵害するもので、憲法21条に反するものといえる。

## 3 爭点3（憲法23条及び同26条[学問の自由]違反）

（被告の主張）

(1) 原告は、府国旗国歌条例が憲法23条に反すると主張するが、上記1（被告の主張）(2)で述べたように、同条例は、府立学校及び府内の市町村学校の教職員の卒業式等の儀礼的行事における服務に関する規定したものであり、「教育権」又はこれに関連する事項について定めたものではなく、上記した最高裁平成23年6月判決の判示内容からも十分に理解されるとおり、教員の教育実践に国歌の起立齊唱を強制することにより介入するものでもなければ、卒業式の在り方という教育内容について公権力による介入を行うものもない。

(2) なお、原告は、本件通達について正当な職務命令ではないと主張するが、本件通達は、卒業式等に参列する地方公務員たる教育職員の服務規律の厳格化のために発出されたもので、生徒に対する教育内容や方法に関して発

出されたものでなく、教育長は原告の上司として服務監督について職務命令を発出する権限を有しているから、本件通達は有効な職務命令である。  
(原告の主張)

- (1) 府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令は、公立学校の行事における国歌斉唱時の起立斉唱を義務付けるもので、これは一定の教育権が認められた教員の教育実践に君が代の起立斉唱を強制することにより介入すると同時に卒業式の在り方という教育内容についての公権力による介入というべきであって、これは教育内容について国家的介入は抑制的であるべきとする昭和51年5月21日最高裁判決に反するものといえ、憲法23条及び同26条に違反するというべきである。
- (2) また、そもそも本件通達は、教育内容又は教育方法に関する事項であり、権限ある職務上の上司ではない教育長が発出することができないものであるから、本件減給処分の前提となる有効な職務命令と捉えることはできない。

#### 4 爭点4（本件減給処分が裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものか）

(原告の主張)

- (1) 本件減給処分が違憲無効な府職員基本条例に基づきなされたこと  
被告は、本件減給処分に当たり、原告に対して警告書を交付しているところ、被告の同対応からすれば、本件減給処分は、府職員基本条例に基づく累進加重処分であり、被告は、原告に対し、次の段階で自動的に裁量の余地なく免職となることを明らかにしたものである。したがって、本件減給処分は、府職員基本条例27条2項に依拠してなされたものである。そして、減給以上の処分を選択するに当たっては事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要であるとする最高裁平成24年1月16日判決の趣旨を踏まえれば、地公法27条は個別事情を十分に斟酌して適切な処分を選択すべきという趣旨であると解すべきところ、機械的累進加重による懲戒処分を定めた府職員基本条例27条2項は、地公法27条の趣旨に反するもので、憲法94条に反し、

違憲無効であるというべきである。したがって、同条例に依拠する本件減給処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであるというべきである。

#### (2) 本件減給処分に裁量権の逸脱濫用があること

- ア 原告が本件卒業式において君が代を起立斉唱しなかったことについては、最高裁昭和52年12月20日判決が示すように、当該行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等の諸事情に十分に考慮して、処分が選択されなければならない。
- イ これを本件についてみると、原告については、以下の各個別事情が十分に考慮されたものとはいえないことは明らかである。
- ウ 原告は、上記1(原告の主張)(1)ア(イ)で述べたとおり、君が代を強制すべきではないという教員としての学び、実践を積み重ねてきており、いかに本件職務命令があろうとも、君が代を起立斉唱しないことこそが、教員としての使命であり、当然の行動であった。また、原告が本件卒業式に出席したのは、定年を迎える前の自身の教員生活の締めくくりとして、卒業式に出席したいという強い思いがあった上、原告の教え子である枚方なぎさ高校の卒業生を送り出したいという思いはひとしおであり、卒業式に参列したいという真摯な思いを抱いていた。

しかしながら、上記1(原告の主張)で述べたとおり、原告が君が代の起立斉唱をしないという思想内容に着目し、原告を排除する目的で、違憲、違法な本件職務命令が出されたところ、原告は本件職務命令に係る業務(正門警備)を適切に果たした。すなわち、本件卒業式においては、午前9時40分までには保護者の来場が完了することになっており、卒業式の施行時間を含めて正門警備に従事するように命令されたものではないところ、原告は、同時刻まで正門警備の役割を果たした上で、上記の真摯な思いから卒業式会場に入場したもので、正門警備の職務を途

中で放棄したというものではない。また、従前から枚方なぎさ高校においては、会場外業務をしている教職員に対してはむしろ「手が空いた者から積極的に卒業式に参列するように。」という指示がなされていたものである。

- (イ) 原告の本件不起立は、本件卒業式の式次第を一切阻害するものではないし、他人の行動に何ら干渉するものでもなく、卒業式の主体たる生徒に何らの影響も与えなかった。また、原告が自ら丸椅子を持ち込み教員席の列に加わったのは、その他の教員の座る席がなくなることに配慮したためであり、本件卒業式の秩序や雰囲気を損なわないように配慮したためであり、やむを得ない行為である。
- (ウ) なお、原告は、本件戒告処分を受けているが、平成24年4月当時においても、原告には、卒業式等において、君が代を起立して斉唱する義務はなく、同処分をもって、本件卒業式における原告の行動について悪質であると評価することはできない。
- （エ）以上のように、原告は、枚方なぎさ高校3年生の卒業を祝福したいという真摯な思いから、正門警備の役割を果たした後、卒業式の秩序や雰囲気を害さない態様で参列したにすぎない。しかしながら、被告は、機械的累進加重を定める違憲無効な府職員基本条例27条2項に依拠し、また、上記各事情について十分に考慮することなく、本件減給処分を行っており、同処分については、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用していることが明らかである。

（被告の主張）

- (1) 本件減給処分が府職員基本条例に依拠するものではないこと

原告は、本件減給処分が、府職員基本条例27条2項に依拠した機械的累進加重として選択されたと主張する。しかしながら、同項が規定する地公法28条1項の処分は分限処分であって、懲戒処分ではない。したがって、上

記条例27条2項は、懲戒処分の一種である減給処分を行うことができる規定したものではないから、本件減給処分においては、同項は適用されていない。そうすると、原告の主張はその前提を欠き、失当である。

(2) 本件減給処分が裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとはいえないこと

ア 地公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されており、懲戒権者がその裁量の行使とした懲戒処分は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とはならない。そして、最高裁平成24年1月16日判決は、減給以上の処分について、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となるとして、これが許容されるのは、過去の非違行為による懲戒処分等の処分歴や不起立行為等の前後における態度等（以下、併せて「過去の処分歴等」という。）に鑑み、学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要すると判示している。

イ これを本件についてみると、原告は、本件卒業式の当日、森校長から、正門の警備等を行うよう職務命令を受けたにもかかわらず、自らの独断により途中で上記職務を放棄した上、卒業式の会場内での役割分担を受けていないために会場に入場する理由及び必要性がないにもかかわらず、無断で卒業式会場である同校の体育館内に丸椅子を持ち込んで入場し、教員席の横にその丸椅子を置いて座った上で、国歌斉唱時に着席して、起立して斉唱しなかった。このような原告の行為は、本件通達及び本件職務命令のいずれにも違反するのみならず、学校の儀式的行事としての卒業式の式典の秩序や雰囲気を著しく損なうものであった。また、

原告は、平成24年入学式においても、同様に本件通達や正門警備を担当する職務命令に違反した非違行為により本件戒告処分を受けている。ウ 以上のとおり、本件卒業式における本件不起立前後における原告の態度は、非常に悪質であって、上記最高裁平成24年1月16日判決が判断する「学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合」に相当することから、府教委は、その裁量の範囲内において本件減給処分したものであって、本件減給処分については、裁量権の範囲を逸脱したり、又はこれを濫用したとはいえない。

#### 5 爭点5（本件国家賠償請求の成否及び損害の内容）について

##### （原告の主張）

(1) 上記のとおり、本件減給処分は、取り消されるべき違法な行政処分であるところ、原告は自らの思想・良心にしたがって、平成24年卒業式において君が代の起立斉唱ができず、敢えて本件職務命令に従わなかったにもかかわらず、本件減給処分がなされたことにつき、強い精神的苦痛を受けた。したがって、被告は、違法な本件減給処分をしたことについて、原告に対して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償義務を負う。

(2) 本件減給処分によって原告が受けた精神的苦痛は、少なく見積もって100万円を下らない。

##### （被告の主張）

いずれも否認ないし争う。

森校長や府教委が原告に対してした行為は、いずれも適法なものであって、被告に対する本件損害賠償請求は理由がない。

#### 第5・当裁判所の判断

##### 1 爭点1（憲法19条【思想・良心の自由】、憲法14条【法の下の平等】違反）について

(1)ア 原告は、学校行儀における国歌斉唱時に起立斉唱を行えない理由として、教員として人権教育に深く関わり、日の丸、君が代が戦前の日本のアジア侵略のシンボルとなり、それを利用した国家主義的教育が少数民族を排除し差別を深刻化されることを感じ、また、君が代の斉唱を多数派の共有する特定の価値観に基づく社会統合をするためにシンボルとして強制することは、その価値観に属さないあるいはその価値観に疑問を抱く少数派が排除されることであるとの教員としての学び、実践を積み重ねてきたことに由来するものであり、府国旗国歌条例、それに基づく本件通達及び本件職務命令は原告の思想・良心の自由を侵害するものである旨主張する。原告の同主張は、自己の歴史観ないし世界観から生じる教育上の信念等に基づくものであると捉えることができる。

しかしながら、本件通達や本件職務命令が発令された当時、公立学校における卒業式等の学校行事において、国歌としての君が代の斉唱が広く行われていたことは周知の事実であって、学校の儀式的行事である卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものというべきである。したがって、上記起立斉唱行為は、その性質からみて、原告の有する歴史観ないし世界観を否定することと不可分に結び付くものとはいはず、原告に起立斉唱を求める本件通達や本件職務命令は、上記の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものということはできない。また、上記起立斉唱行為は、その外部からの認識という点から見ても、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難であり、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといえるのであって、本件通達や本件職務命令は、特定の思想を持つ

ことを強制したり、これに反する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできない。そうすると、本件通達及び本件職務命令は、これらの観点において、個人の思想・良心の自由を直ちに制約するものと認めることはできないというべきである。

もっとも、上記起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であることができる。そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となる日の丸や君が代に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想・良心の自由について間接的な強制となる面があることは否定し難い。他方で、個人の歴史観ないし世界観には多種多様なものがあり得るのであり、それが内心にとどまらず、それに由来する行動の実行又は拒否という外部的行動として現れ、当該外部的行動が社会一般の規範等と抵触する場面において制限を受けることがあるところ、その制限が必要かつ合理的なものである場合には、その制限を介して生ずる上記の間接的な制限も許容され得るものというべきである。そして、このような間接的な制約が許容されるか否かは職務命令等の目的及び内容並びに上記制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量して、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である（最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決・民集65巻4号1780頁、同平成23年6月6日第一小法廷判

決・民集65巻4号1855頁、同平成23年6月14日第三小法廷判決・民集65巻4号2148頁、同平成23年6月21日第三小法廷判決・裁判集民事237号53頁参照）。

イ(ア) 以上を踏まえて本件について検討すると、確かに、国歌斉唱時に起立斉唱することは、原告の歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となるものに対する敬意の表明の要素との関係において、その歴史観や世界観に由来する行動との相違を生じさせることになるという点では原告の思想・良心の自由を間接的に制約する面があることは否定できない。

(イ) しかしながら、他方で、学校の卒業式等という教育上の特に重要な節目となる儀式的行事においては、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるといえる。そして、法令等においても、学校教育法が高等学校教育の目的として我が国と郷土の現状や歴史についての正しい理解や伝統文化の尊重、他国の尊重や国際社会の平和と発展に寄与する態度の滋養涵養を掲げ（同法72条、51条1号、21条3号）、同法52条及び平成19年文部科学省令第40号による同法施行規則82条に基づく高等学校学習指導要領も学校の儀式的行事の意義を踏まえて国旗国歌条項（入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとする。）を定め（甲29）、国旗国歌法は、従来の慣習を法文化して国旗は日の丸とし、国歌は君が代とする旨定め、府国旗国歌条例は、国旗国歌法や学習指導要領等の趣旨を踏まえ、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、国際社会の平和と発展に寄与する態度の滋養及び府立学校等における服務規律の厳格化を目的として、国歌斉唱の際に起立して斉唱することを定めている（前提事実(2)ア、